



2021年8月12日

各位

会社名 株式会社タカラトミー
代表者名 代表取締役社長 小島 一洋
(コード：7867 東証第1部)
問い合わせ先 連結管理本部長 伊藤 豪史郎
(電話番号 03-5654-1548)

株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする株式報酬制度（以下「役員向け制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）を導入することを決議し、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会において承認されています。また、当社は本日開催の取締役会において、当社の執行役員及び当社幹部社員（以下総称して「執行役員等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「執行役員等向け制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「執行役員等向け株式交付信託」といいます。）を導入することを決議し、役員向け株式交付信託及び執行役員等向け株式交付信託の受託者が行う当社株式取得に関する事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、一部の当社子会社の取締役（非常勤取締役を除きます。以下も同様です。）、執行役員及び幹部社員に対しても同様の株式報酬制度の導入を決定しており、一部の当社子会社の取締役向けの制度は役員向け株式交付信託において、一部の当社子会社の執行役員及び幹部社員向けの制度は執行役員等向け株式交付信託において、それぞれ管理する予定です。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託	執行役員等向け株式交付信託
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)	
(4) 受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者	当社と雇用契約を締結している執行役員及び従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定	
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	本信託内の当社株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(8) 信託契約日	2021年8月20日（予定）	
(9) 金銭を信託する日	2021年8月20日（予定）	

(10) 信託終了日	2024年8月末日（予定）
------------	---------------

2. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 信託の名称	役員向け株式交付信託	執行役員等向け株式交付信託
(2) 取得する株式の種類	普通株式	
(3) 株式の取得資金として 当社が信託する金額	378,000,000円（※1）	425,520,000円（※2）
(4) 株式の取得方法	取引所市場における取引（立会外取引を含みます。）からの取得	
(5) 株式の取得時期	2021年8月20日～2021年9月10日（予定）	

（※1）一部の当社子会社の取締役に交付を行うための株式を取得する資金を含みます。また、315,000株を上限として株式を取得いたします。

（※2）一部の当社子会社の執行役員及び幹部社員に交付を行うための株式を取得する資金を含みます。また、354,600株を上限として株式を取得いたします。

以上